

現場代理人の兼務ができる工事の事務取扱基準

- 1 この基準は、現場代理人の兼務ができる工事の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 受注者は、次の(1)及び(2)いずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務ができるものとする。この場合において、対象となる工事は、現場が日立市内となる公共工事に限る。(国又は他の地方公共団体等発注の工事との間においても、当該機関が兼務を認める場合は兼務ができるものとする。)
 - (1) それぞれの工事の予定価格が4,000万円(税込み)未満の2件までの工事に係る兼務であるとき。
 - (2) (1)にかかわらず、いずれかが災害復旧工事である2件の工事に係る兼務であるとき。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると発注課(所)長が認めた場合に限る。
- 3 兼務の条件
 - (1) 兼務するそれぞれの工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に現場を離れる場合は、連絡員が工事現場に常駐し、発注者との連絡に支障を来さないこと。
 - (2) 一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- 4 兼務できない工事
 - (1) 低入札価格調査を経て契約を締結する工事
 - (2) その他市長が現場代理人の専任が必要と認める工事
- 5 手続き
現場代理人を兼務する場合、受注者は、兼務する工事の位置図、工程表を添付の上、様式1により発注課(所)長に届け出る。
- 6 入札参加者への周知方法
入札公告又は指名通知に対象工事である旨を記載する。
- 7 建設業法に規定する技術者等との兼務

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と現場代理人との兼務については、予定価格が4,000万円（税込み）未満の工事に限り認めるものとし、現場代理人を兼務できる工事は2件までとする。

ただし、営業所の専任技術者については、属する営業所と工事現場がいずれも日立市内の場合に限る。

8 兼務の不承認

兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合、発注課（所）長は、以後の当該受注者に係る公共工事について、兼務を認めないことができる。

附 則

この基準は、令和5年4月1日以後に入札（見積合わせ）を行い、契約を締結する工事から適用する。